



14環自保第112号
平成14年7月18日

東京オオタカ保護連絡会
代表 尾崎 洋 殿

東京都環境局自然環境部
保全課長 高橋 英次



要望書に対する回答について

「永山北部丘陵宅地開発事業に対する許認可に関する要望書」(平成14年7月4日)については、下記のとおり回答いたします。

記

要望1 都の見解によると350m区域には営巣がないことから許認可するとあるが、猛禽類保護の進め方では、専門家の意見を聞き判断すると記されている。営巣がないことから許認可するのであればこの会議自体が意味をなさないものとなる。いかなる目的によりこの会議を指導したのか、その目的を問う。

350m区域には営巣がないことから許認可するという見解を都では示していません。都では、オオタカについて猛禽類保護の進め方に沿って調査を進めるよう事業者に対して指導しています。今年3月に計画地において繁殖につながる行動が観察されたため、猛禽類保護の進め方の検討手順に従い今回の会議が開催されたものです。

要望2 従来の調査において、計画地は周辺に生息するオオタカによって狩り場や解体場など高利用域として利用されている。さらに今後の調査如何によっては計画地が地形的改変のできない営巣中心域にかかわる可能性もあり、計画の抜本的見直しが必要となることもありうる、との専門家意見がこの検討会において出されている。将来、計画が白紙撤回される可能性がある事業に対し、現時点で許認可しようとする意図を問う。

オオタカの調査期間については、計画地がどのように利用をされているか検討するにはデータが不足しているため2営巣期の調査を実施することが確保されており、猛禽類保護の進め方に沿ったものとなっています。また、仮に工事を行う場合についても、NGOや専門家で構成する検討会での検討を踏まえて、工事は行われることとなります。



要望3 猛禽類保護の進め方によると都道府県の自然保護、鳥獣保護部局は、猛禽類保護の中心的役割を担うことが求められている。許認可を下すのも都であれば、適切な猛禽類保護対策の指導を行う役割も都にある。計画の抜本の見直しが必要となった場合、事業者への適切な指導を行うべき監督者として、及び事業の許認可権者として、如何にして責任を取るのかを問う。

仮に計画の抜本の見直しが必要となった場合は、許可を受けた行為の規模等を変更することになるため、自然保護条例第49条第1項に基づき変更許可を受けなければならないこととなっています。その際、都は変更計画がオオタカの保全に十分配慮されたものとなるよう指導を行います。

以上